

## 月額変更届における年間平均申出 手続きについて

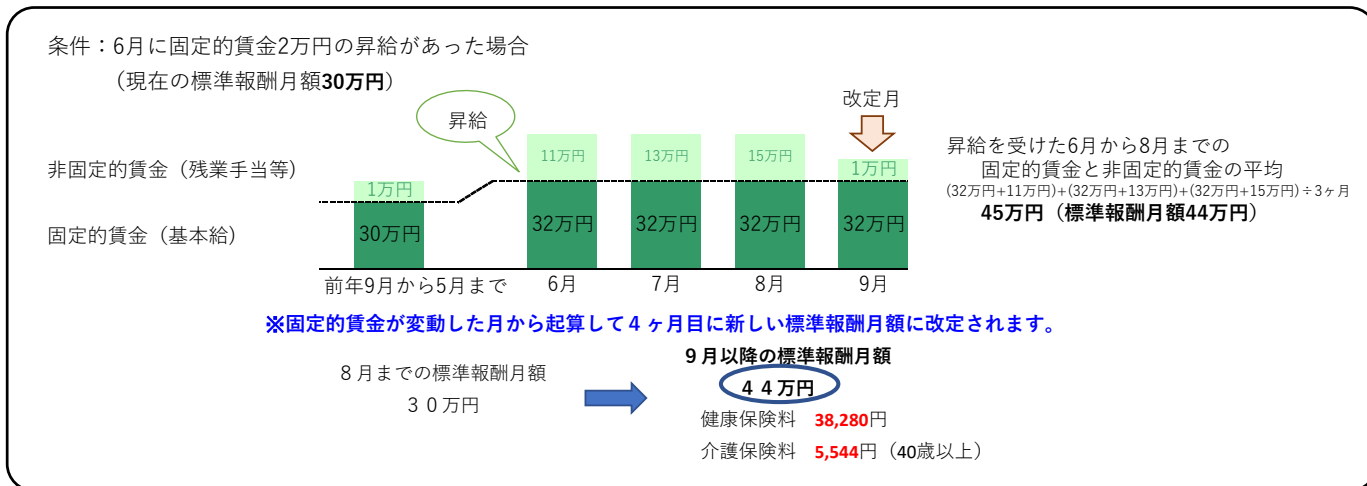
### 【改定の概要】

3ヶ月に受けた報酬の平均額が現在の標準報酬月額と比べて2等級以上の差があり業務の性質上、例年季節的に報酬が変動することが見込まれる場合に年間平均額（改定後の随時改定の要件）で随時改定が行えます。

### <現在の随時改定の要件>

・ 固定的賃金の変動・賃金（給与）体系の変更がある
・ 変動月以降、継続した3ヶ月間のいずれの月も報酬の「支払基礎日数」が17日以上ある
・ 3ヶ月間に受けた報酬の平均額が、現在の標準報酬月額と比べて2等級以上の差がある

### <現在の随時改定のシュミレーション>



### 【改定後の随時改定の要件】 (①～⑥の全ての要件に該当した場合に限ります)

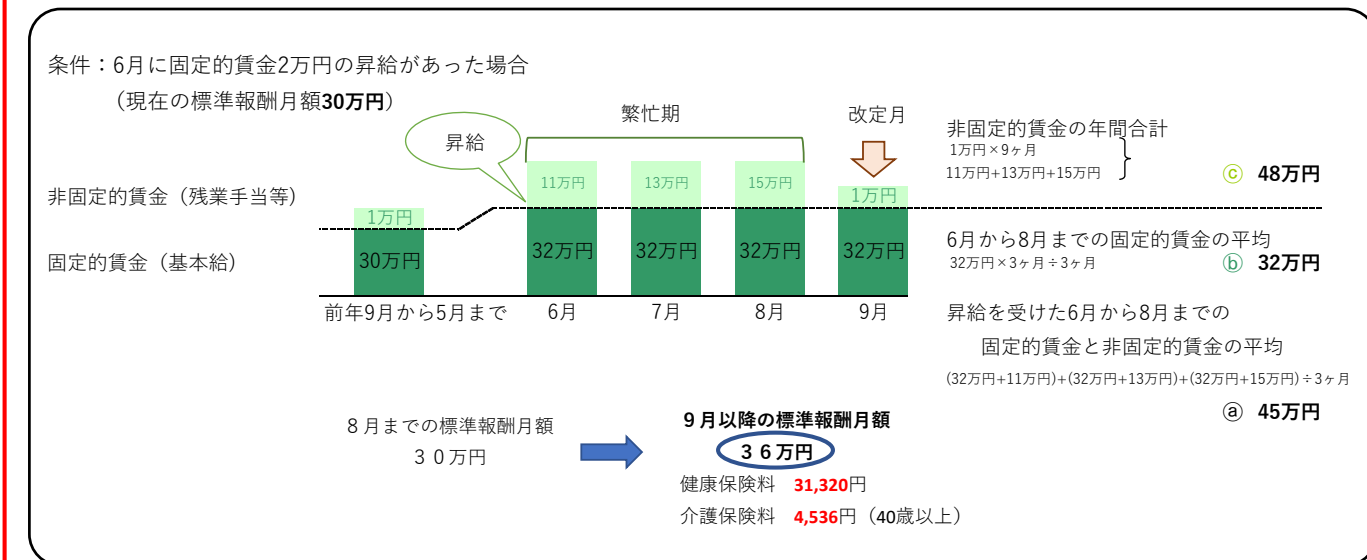
#### 随時改定における年間平均の要件（平成30年10月以降）

① 固定的賃金の変動・賃金（給与）体系の変更がある
② 変動月以降、継続した3ヶ月間のいずれの月も報酬の「支払基礎日数」が17日以上ある
③ 現在の標準報酬月額と、通常の随時改定による標準報酬月額に2等級以上の差がある
④ 通常の随時改定による標準報酬月額と年間平均額による標準報酬月額との間に2等級以上の差がある
⑤ 通常の随時改定による標準報酬月額と年間平均額の標準報酬月額に生じる差が、 <b>業務の性質上例年発生することが見込まれること</b>
⑥ 現在の標準報酬月額と年間平均した場合の報酬月額との差が1等級以上ある

### 【改定後の随時改定のシュミレーション】

#### 【シュミレーションの場合における9月以降の標準報酬月額について】

制度改正前の随時改定の場合は（あ）44万円で改定されていた標準報酬月額が、被保険者の同意を得て申し立てた場合に限り（い）36万円で改定することができ保険料が安くなります。



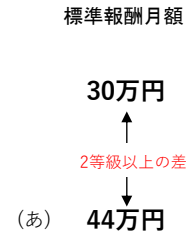
### 【要件③】

現在の標準報酬月額と、通常の随時改定による標準報酬月額に 2等級以上の差がある

●現在の標準報酬月額(固定的賃金が30万円)

●通常の随時改定による標準報酬月額

6月から8月までの固定的賃金と非固定的賃金の平均 ① 45万円



### 【要件④】

通常の随時改定による標準報酬月額と年間平均額による標準報酬月額との間に 2等級以上の差がある

●通常の随時改定による標準報酬月額

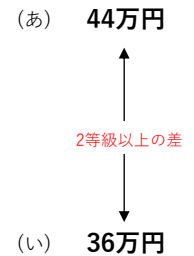
6月から8月までの固定的賃金と非固定的賃金の平均 ① 45万円

●年間平均額による標準報酬月額

① 6月から8月までの固定的賃金の平均 ② 32万円

② 12ヶ月間に受けた非固定的賃金の月平均額 ÷ 12ヶ月 ③ ÷ 12 4万円

①と②を加えた額 36万円



### 【要件⑤】

通常の随時改定による標準報酬月額と年間平均額の標準報酬月額に生じる差が、業務の性質上例年発生することが見込まれること一般的に、定期昇給時期に非固定的賃金が増加しているという実態が例年確認できる場合に限り、事業所の申立により保険者算定が可能となります。(遡りはできません)

●業種や職種の特性上、基本的に特定の3ヶ月が繁忙期に当たるため、当該期間中の残業手当等が、他の期間と比べて多く支給されることなど理由として例年季節的な報酬変動の起こることが見込まれること等をいいます。

### 【要件⑥】

現在の標準報酬月額と年間平均額による報酬月額との間に 1等級以上の差がある

●現在の標準報酬月額(固定的賃金が30万円)

●年間平均額による標準報酬月額

① 6月から8月までの固定的賃金の平均 ② 32万円

② 12ヶ月間に受けた非固定的賃金の月平均額 ÷ 12ヶ月 ③ ÷ 12 4万円

①と②を加えた額 36万円



### 【改定要件に該当しない事由】

- ・定期昇給とは別の単年度のみの特別な昇給による改定
- ・例年発生しないが業務の一時的な繁忙と昇給時期との重複による改定
- ・転居に伴う通勤手当の支給による改定
- ・非固定的賃金の支払の影響ではなく、単に固定的賃金が大きく増減したことによる改定

### 【申立手続き方法】

1	事業主はその被保険者が保険者算定の要件に該当すると考えられる理由等を記載した「年間報酬の平均で算定することの申立書」を作成する
2	「保険者報酬月額変更届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(随時改定用)」を作成し、該当の被保険者から自署又は記名押印をする
3	「被保険者報酬月額変更届」の備考欄に年間平均と記載
4	「被保険者報酬月額変更届」に、「同意等申立資料」及び「申立書」を添付し提出する

※ 必要に応じて賃金台帳等の資料を提出し確認する場合がございます。